



## 産業廃棄物処理業の許可要件

廃棄物処理法などにより、産業廃棄物処理業の許可の付与について、下記の要件に適合することが求められています。

### 1

**その事業の用に供する施設および申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、「環境省令で定める基準」に適合するものであること**

- 「環境省令で定める基準」とは、収集運搬業については飛散・流出および悪臭の発散するおそれのない設備を有することに加え、積替施設を有する場合には、飛散・流出および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であることが求められています。また、処分業においては対象とする廃棄物の処分に適する処理施設を有することなどの基準があります。これらを「A. 施設に係る基準」といいます。さらに、収集運搬・処分を的確に行うに足りる知識および技能に加え、的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有することといった「B. 申請者の能力に係る基準」の2項目の基準を満たす必要があります。

A. 施設に係る基準	廃棄物処理法の規程	規則による規程
産業廃棄物収集運搬業	第14条第5項	第10条第1号
産業廃棄物処分業	第14条第10項第1号	第10条の5第1号イおよび第2号イ
特別管理産業廃棄物収集運搬業	第14条の4第5項第1号	第10条の13第1号
特別管理産業廃棄物処分業	第14条の4第10項第1号	第10条の17第1号イおよび第2号イ



詳細については、廃棄物処理法をご参照ください。



**廃棄物処理法関連法令**

Ctrlキーを押しながら画像をクリックしてください。



### 2

**欠格要件に該当しないこと**

- 「欠格要件」とは、廃棄物処理業の許可申請者の一般的適性について、法に従つた適正な業を遂行することが期待できない者を類型化し、排除することを趣旨とした廃棄物処理法の規定内容の括り用語です。廃棄物処理法では、業の遂行の適性を欠く、すなわち欠格要件に該当する者として、破産者、暴力団員等、禁固以上の受刑者等を規定しています。